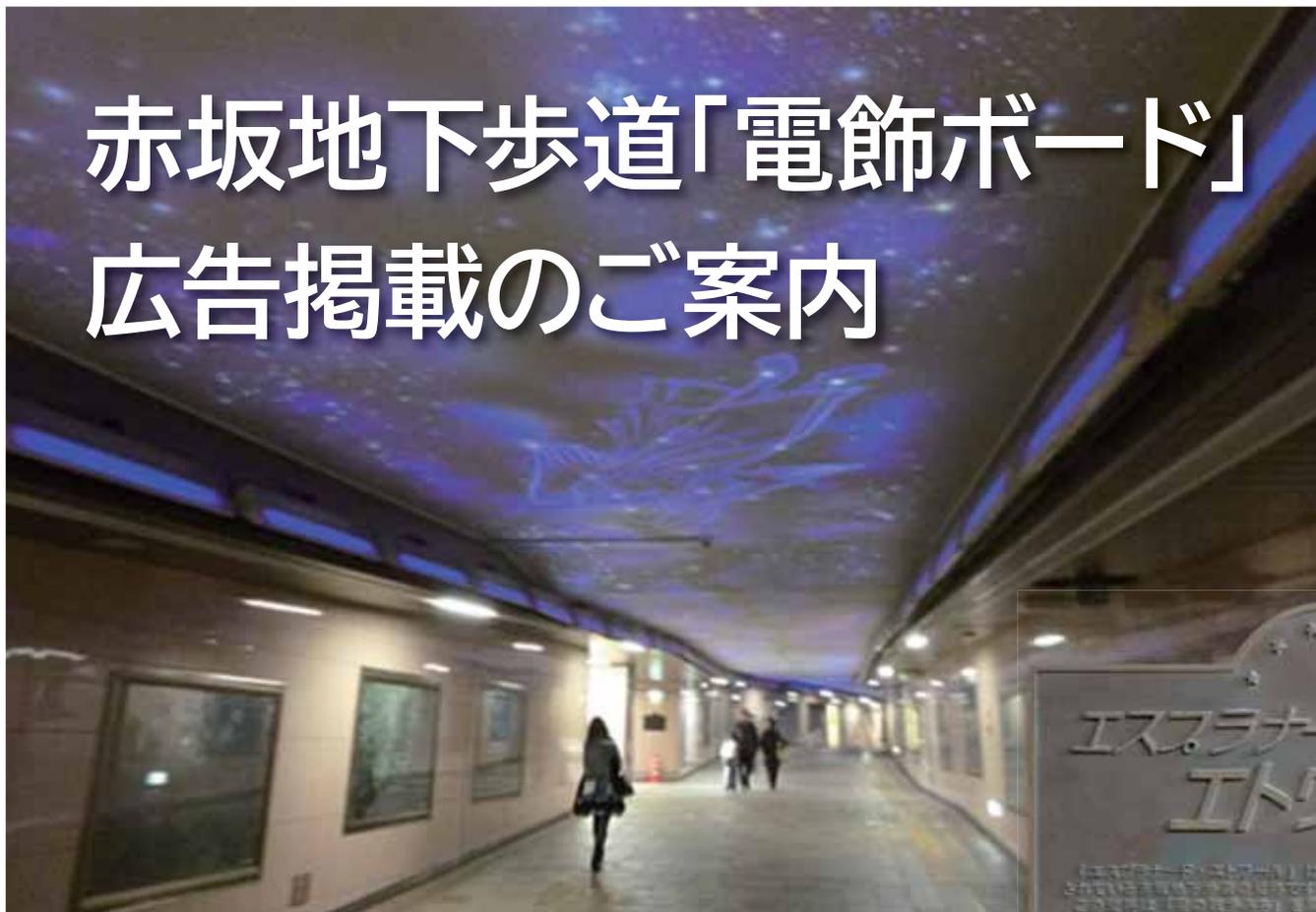


赤坂地下歩道「電飾ボード」 広告掲載のご案内



エスプラナード赤坂商店街振興組合

はじめに

本事業は、赤坂地下歩道・愛称「エスプラナード・エトワール」に設置されている「電飾ボード」を、インフラとして有効活用することにより、赤坂地下歩道の清潔な維持管理と防犯対策を促進すること。また、赤坂の地域活性化のために貢献することを目的としております。そのため、営利目的の事業ではありません。

国土交通省・東京国道事務所より委託された「エスプラナード赤坂商店街振興組合」が、事業全体の運営管理を行います。赤坂地下歩道は、一般国道(246号)附属の施設のため、屋外広告物にあたります。本事業を行うにあたり、監督行政機関である東京都(港区)の認可をいただいております。(巻末資料:東京都公報参照)

エスプラナード赤坂商店街振興組合は、赤坂地下歩道がいつまでも清潔で美しく、そして安全で、明るく活気に溢れた地域コミュニティに貢献できるように、微力ながら努力して参ります。つきましては、赤坂の街をサポートしていただく団体・企業様から本事業のご案内をさせていただき、ご理解を賜ればと思っております。そして、赤坂地下歩道電飾ボードの広告掲載を通じて、皆様の企業活動の一助となれば幸いです。



エスプラナード赤坂商店街振興組合
理事長 城所ひとみ

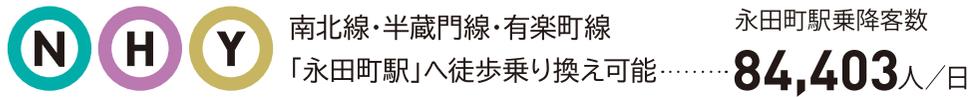
[赤坂地下歩道の位置]



東京メトロ「赤坂見附駅」渋谷・荻窪方面改札口を出て、
紀尾井町方面に向かい国道246号の下を通る地下歩道
元赤坂・ホテルニューオータニ方面へ

[東京メトロ・赤坂見附駅のデータ]

山手線のほぼ中心に位置し、ビジネス拠点と宿泊拠点ふたつの顔を持つ街にある「赤坂見附駅」。永田町駅と接続しており、合わせると5つの路線が集中する交通の要所です。



赤坂見附周辺エリアの乗降客数 **214,853**人/日

■1日平均利用者数(2018年度)

271,636人/日



■赤坂見附駅利用者データ*



赤坂見附駅の利用目的/複数回答

- [1]ビジネス……………約59.2%
 - 通勤(46.1%)
 - 仕事中(13.4%)
- [2]ショッピング・レジャー…約26.6%
 - 目的地(7.1%)
 - 目的地までの乗換駅(21.0%)
- [3]プライベート・その他…約17.8%
 - 目的地(3.9%)
 - 目的地までの乗換駅(14.5%)
- [4]自宅……………約2.9%
- [5]通学……………約2.3%

*東京メトロアドエージェンシー資料より

[赤坂見附・永田町駅および赤坂地下歩道通行量の推移]

各駅1日平均の乗降客数^{※1}と東京メトロ内での順位^{※2}

調査年	赤坂見附駅		永田町駅		合計数(人)
	乗降客数(人)	順位	乗降客数(人)	順位	
2017年	127,252	25位	82,018	54位	209,270
2018年	130,450	25位	84,403	52位	214,853
2019年	121,665	28位	91,240	50位	212,905
2020年	66,983	38位	54,159	53位	120,142

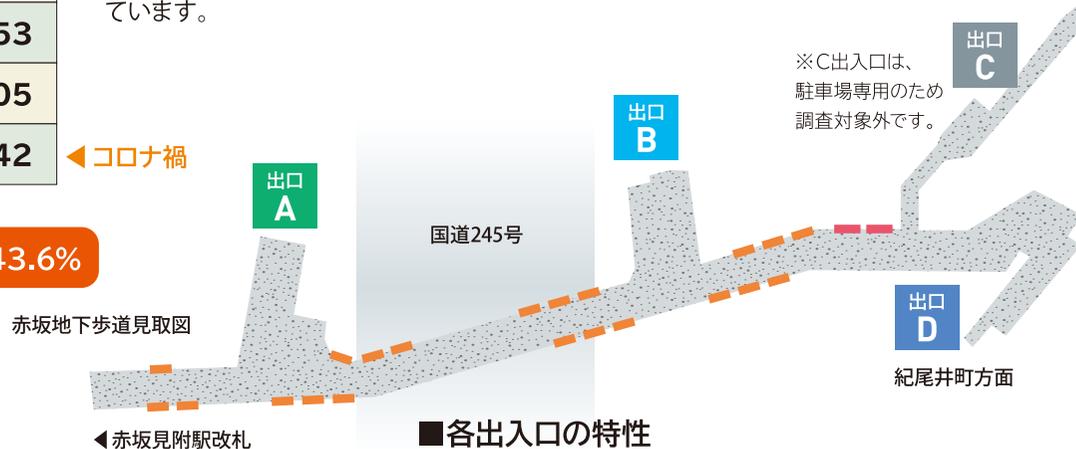
前年度比 -44.9%

前年度比 -40.6%

前年度比 -43.6%

※1:乗換え利用客は含まれておりません。 ※2:東京メトロ内全130駅中での順位です。
 ※3:大手町駅は、「東西線」、「丸ノ内線」、「半蔵門線」、「千代田線」の東京メトロ4路線で、「都営三田線」を入れると5路線になります。 データ出典/東京メトロ

赤坂地下歩道は、港区赤坂と千代田区紀尾井町を結んでいるため、この二つのエリアには数多くの利用者が存在しています。また、赤坂見附駅と永田町駅は地下で直結されているため、運賃計算上では同一駅として扱われています。そこで、赤坂見附駅と永田町駅の乗降客数を足してみると、東京メトロ内では10位相当のランキングになります。また、このエリアへのアクセスは、「銀座線」、「丸ノ内線」、「半蔵門線」、「有楽町線」、「南北線」と5つの路線が利用できることは、東京メトロ内では唯一^{※3}です。この乗降客総数の約26.5%が、赤坂地下歩道を利用しています。



各出入口の特性

出口 A 赤坂、溜池方面へのアクセスは、ビッグカメラ側の出入口利用が多く、A出入口は246号線沿いのアクセスに限られるため、利用者が一番少ないと思われます。山脇学園や国際医療福祉大学など、学生の利用が多いことが特徴。コロナ禍では、逆転して利用者が一番多くなっています。

出口 B 赤坂Kタワー、赤坂センタービルなど大型オフィスビルがあり、鹿島建設、ALSOK、サトウ製薬、住友電工、CHINTAI、伊藤忠食品といった大手企業が本社を構えるなど、この地に働くビジネスマンの利用が中心と思われます。

出口 D 朝の早い時間帯で通行量が少なく、日中の利用率が高い出入口。ニューオータニ、東京ガーデンテラス紀尾井町といった一流ホテル+オフィス+αという2大複合施設を始め、都道府県会館をはじめとした地方公共団体の東京事務所が集中しているエリアでもあるため、多様な人々の利用が予測されます。コロナ禍で極端に利用者が減ったのは、ヤフーの影響だと思われます。

赤坂地下歩道通行量調査^{※4}

〈2020年は、第1回目の緊急事態宣言で外出禁止であったために調査を中止しました〉

調査年	A出入口(人)	B出入口(人)	D出入口(人)	総人数
2017年	17,859 (31.0%)	20,003 (34.7%)	19,776 (34.3%)	57,638
2018年	19,257 (32.4%)	19,823 (33.3%)	20,382 (34.3%)	59,462
2019年	18,761 (33.0%)	20,117 (35.3%)	18,016 (31.7%)	56,894
2021年	11,817 (40.5%)	10,335 (35.5%)	6,977 (24.0%)	29,129

※コロナ禍

前々年度比 -37.0%

前々年度比 -48.6%

前々年度比 -61.3%

前々年度比 -48.8%

※4:2017年より、年に1回5月の最終金曜日に実施し、7:30~22:30の15時間を調査。

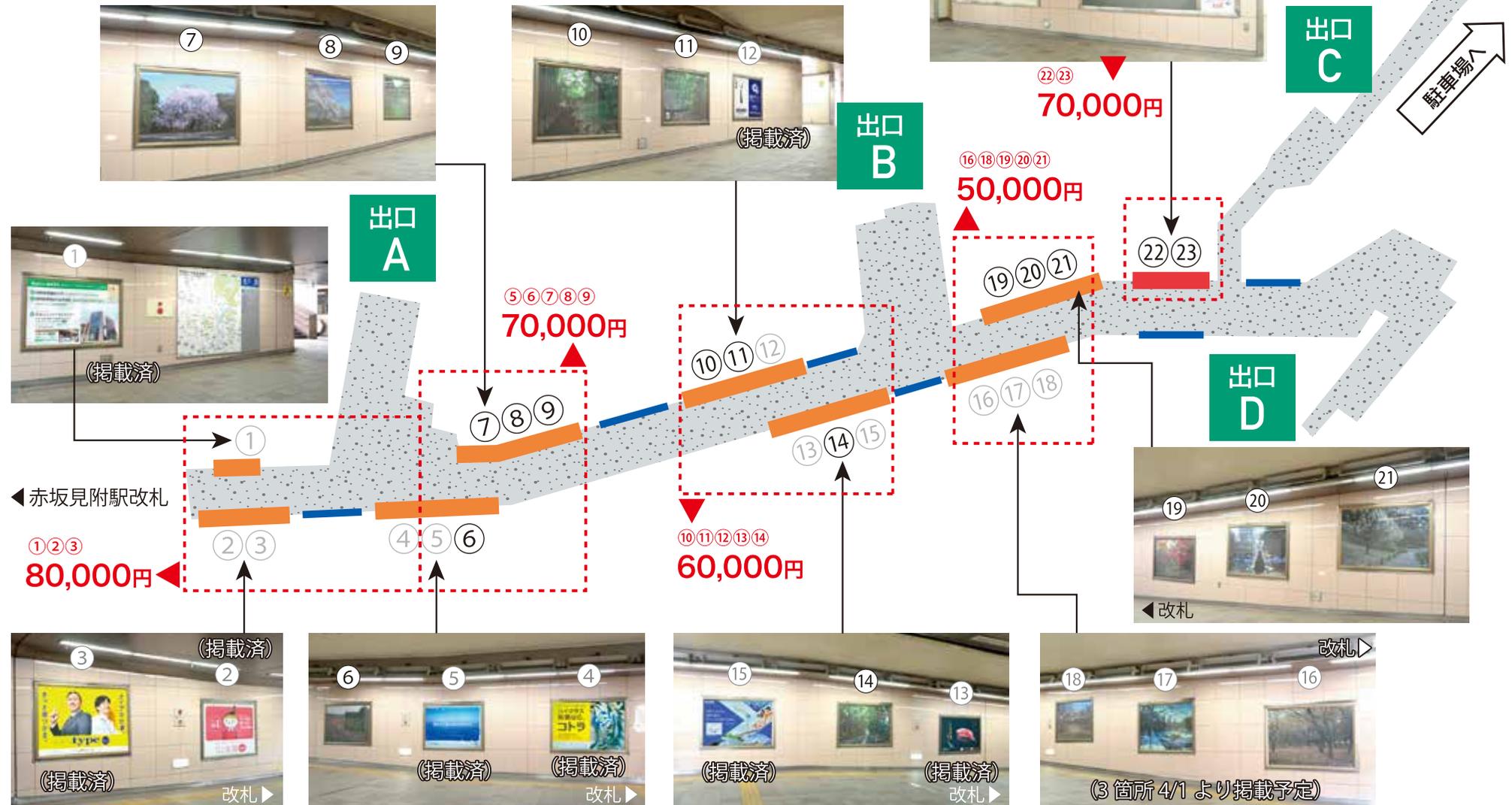
[電飾ボードの位置と掲載料金]

- サイズ/①～⑫1面あたり (W) 1,670mm× (H) 1,140mm
 ⑬ (W) 3,430mm× (H) 1,300mm ⑭ (W) 2,570mm× (H) 1,300mm
- 内照式/LED照明 (No.10のみネオン管・掲載決定後LED照明に変更)

ディスプレイスペース



※詳細は7ページへ



●表示の掲載料金は1ヵ月分の金額で、電気使用料が含まれています。版面の出力費と設置工事費は別途となります。表示価格は税抜ですので、別途消費税がかかります。

[赤坂地下歩道電飾ボードの掲載状況]

2026年1月現在
(下記8基に掲載中)
3基が4月1日より掲載予定



⑦空き ⑧空き ⑨空き



←改札



←改札

ディスプレイスペース
②② 空き
②③ 空き



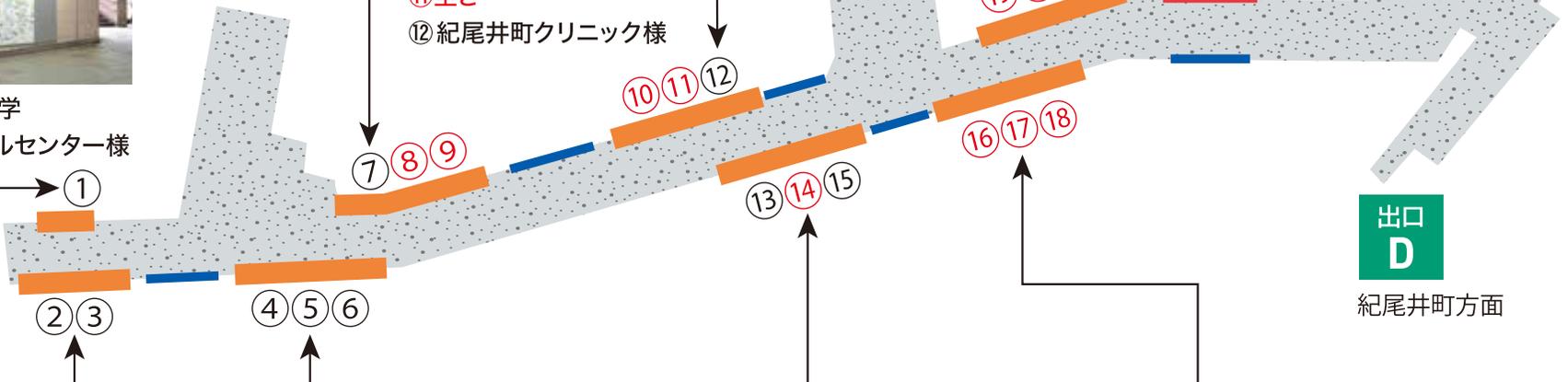
① 国際医療福祉大学
赤坂山王メディカルセンター様



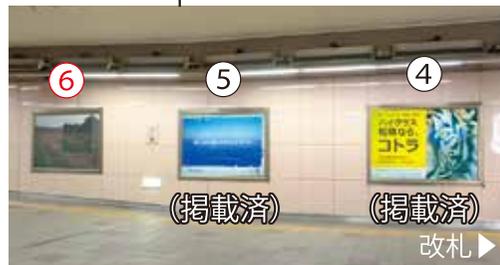
⑩空き
⑪空き
⑫ 紀尾井町クリニック様



出口 D
紀尾井町方面



② キャリアデザインセンター様
③ キャリアデザインセンター様



④ コトラ様
⑤ フィンポート会計グループ様
⑥ 空き



⑬ 銀座 九兵衛様
⑭ 空き
⑮ 住友電工様



⑯⑰⑱ 4月1日より掲載予定
(同一クライアント様)

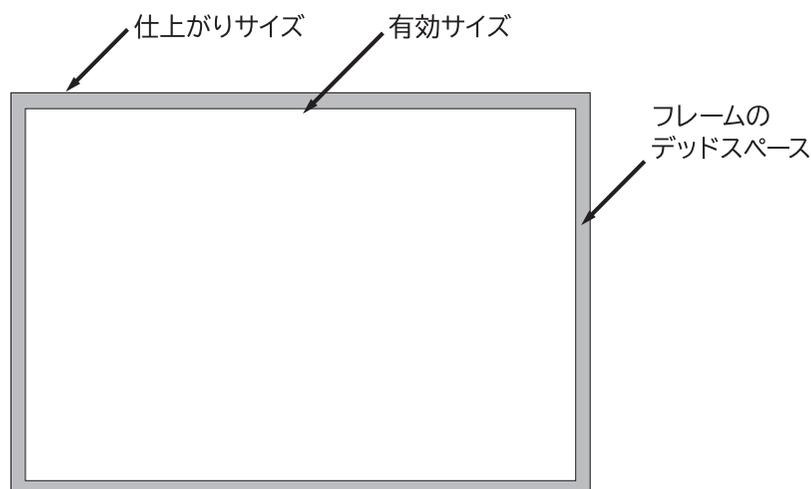
[広告掲載についての詳細]

- 版面のデザイン・制作・出力費、また掲出・撤去作業にかかわる工事費等は、広告掲載料金に含まれておりませんので、広告主様のご負担となります。上記作業等のご希望がある場合には、別途料金にて対応いたしますので、ご相談ください。
- 広告掲載に当たっては、掲出内容の審査があります。詳細は掲載規約をご覧ください。
- お申込みの際、広告掲載料金の他に港区への屋外広告物許可申請で、手数料3,220円を広告主様にご負担いただきます。
- 掲出までは、掲載予定原稿ご提出後から審査を含め約1ヵ月～1ヵ月半ほどかかります。

[版面制作にかかわる仕様について]

版面サイズ ①～② (共通)

- 版面仕上がりサイズ / 1,800 (W) × 1,270 (H) mm
- 版面有効サイズ / 1,670 (W) × 1,140 (H) mm



[ディスプレイスペースについて]

奥行きが450mm程あり、全体がショーケース状になっているため、ディスプレイスペースとして自由にお使いいただけます。

- 電源あり ●上下に照明あり ●上部奥につり下げフック用レールあり
- 原状回復を条件に、内装変更も可能です。ご希望がありましたら、当組合に随時ご相談ください。

② サイズ / 3,430 (W) × 1,300 (H) × 450 (奥行) mm



- 上部照明 / 蛍光灯・2列×2
 - 下部照明 / 蛍光灯・1列×2
- 左にある仕切りから左側の縦長のガラス面が、スライド式の扉。(施錠できます)
扉サイズ 540(W) × 1,300(H) mm

③ サイズ / ③ 2,570 (W) × 1,300 (H) × 450 (奥行) mm



- 上部照明 / 可動式スポットライト×5
 - 下部照明 / 蛍光灯・1列×2
- ガラス面全体が右側へスライド。右側の駐車場用看板の左右の分だけ移動。(施錠できます)
移動幅 620(W) mm

[広告掲載条件]

■広告掲載の契約期間

はじめて掲載される場合には、最低掲載期間として**6ヵ月以上**の契約になります。6ヵ月以上であれば、1ヵ月単位で任意に設定することができます。掲載が開始された日付より、契約期間分の掲載になります。

■広告の審査について

広告掲載の申込を受けた全ての広告原稿は、エスプラナード赤坂商店街振興組合の設置する「広告物審議会」により、赤坂地下歩道広告審査基準に基づき審査します。(掲載規約参照) ※掲載規約に抵触する場合は、事前にお断りすることがあります。



広告物審議会により審査が通過した広告原稿は、「**港区景観協議会に申請**」を行います。この際に、盤面意匠について詳細な書類を作成のうえ申請いたします。この時点で、港区よりデザインや色合い等の修正依頼が入る場合があります。本申請の許可の後、**屋外広告物許可申請**を港区に提出いたします。この申請には、**港区への手数料**として**3,220円**がかかります。この手数料は広告主のご負担となり、初回のお支払い分に合算のうえ請求差し上げます。承認期間は6ヵ月～最長2年間となりますので、当初の申告期間が過ぎた場合には継続申請が必要となり、屋外広告物許可申請手数料3,220円が別途かかります。

港区景観協議申請につきましては、かなりなノウハウが必要となりますので、別途**30,000円(税別)**にて代行作業も承っております。

※港区景観協議会の詳細は、港区のホームページをご覧ください。

■契約の更新について

広告掲載の契約期間が満了する**60日前まで**に、「広告掲載更新申込書」を本組合にご提出ください。更新後の契約に関しましては、**1年単位**となります。更新に際して、掲載期間内に屋外広告物申請の期限が過ぎる場合には、許可の継続申請のための手数料3,220円がかかります。

■料金のお支払いについて

港区より屋外広告物の認可を受けた後、お申し込みいただいた内容に基づき請求書をお送りいたします。請求書到着後10日以内にご入金をお願いいたします。入金が確認され次第、掲出工事のスケジュール調整を行います。

●はじめにお支払いいただく金額は、

**掲出位置規定金額の6ヵ月分またはご希望の期間分
+ 屋外広告物許可申請手数料3,220円 + 消費税**

※版面制作や掲出工事を承る場合には、上記料金に別途費用が追加されます。

●2回目以降については、**半年単位もしくは年単位**でのお支払いを、ご更新の際にお選びいただけます。お支払い単位に合わせて、本組合より請求書をお送りいたします。ご入金の指定口座については別途ご案内いたします。

■契約期間中の版面交換について

広告掲載の契約中であれば、版面の交換は自由です。ただし、新しい内容の掲載については、**左記の広告審査と申請の過程が必要**になります。また、交換にかかる費用は、広告主様のご負担でお願いいたします。

■解約について

広告掲載の解除については、契約期間が満了する**60日前まで**に「解約届」を本組合にご提出ください。また、契約期間中の中途解約については、解約を申し込まれた月までの掲載料金と、**3ヵ月分の料金**を解約金として申し受けます。

※**掲載終了の際には、現状復帰をお願いいたします。**そのため、現在入っている盤面の保管が義務づけられます。当地下歩道内にある倉庫にて有償で預かることが可能ですので、詳しくはお問い合わせください。

[掲載規約 (抜粋) - 1]

■広告の基本的な考え方

1. 消費者(購入者、利用者等)に対する情報を提供するスペースであること。
2. 情報は、適切かつ節度を保つこと。
3. 公共の場所に掲出する広告として、それにふさわしい品位をもった内容であうこと。
4. 青少年の健全な育成に関する条例等に基づき、広告掲出内容は青少年に対して配慮すること。
5. 商店街の一部として適切かつ有効な情報であること。

[1]掲載基準

1. 広告を見て行動する消費者に対して適切な表現といえるか。
2. 消費者に不利益となることはないか。
3. 誇大な表現、故意に誤認をさせる表示はないか。
4. 商品・サービス・掲出企業が、社会的に適切なものか。
5. 消費者に多大な損害を与える恐れはないか。
6. 暴力団や殺人その他反社会的なことから容認する表現内容はないか。
7. 性について露骨、卑猥な表現はないか。
8. 特定の政治宣伝、宗教宣伝を主目的としていないか。
9. 人権侵害、名誉毀損等の恐れはないか。
10. 不当景品類及び不当表示防止法第11条に規定する、薬品、不動産その他各種の公正競争規約に抵触しないか。
12. 医療法、薬事法、不当景品類及び不当表示防止法の規定に違反していないか。
13. 法律で認められていない商品やサービスはないか。
14. 暴力や投機をあおる恐れはないか。
15. 不安や不快な念をもたらさないか。

[2]表現の基準

1. 根拠のない最大級の表現(誇大広告)ではないか。
2. 故意に誤認を誘う表現(不当表示)ではないか。
3. 効果効能の約束する表現はないか。
4. 人権侵害、名誉毀損、性差別などの表現ではないか。

[3]業種・商品ごとの表示規制等

1. 不動産広告
 - 公正競争規約による表示規制。
 - 投げ売り、特売、早い者勝ち等、契約を急がせる表示は認めない。(「先着順」は手続き説明であり、これに当たらない。)
2. コンタクトレンズ
 - 「コンタクトレンズは医療器具。必ず眼科医の処方により、正しくご使用下さい。」との主旨の表示が必要。
3. 医薬品
 - 「この薬は、使用上の注意をよく読んで、正しくお使い下さい。」との主旨の表示が必要。なお、「痩せる」、「治る」、「軽くなる」等効能の約束表示は出来ない。
4. 病院・医療機関
 - 医療法および、厚生労働省告示に規定する事項以外は原則として表示できない。なお、「美容・整形外科」についても、医療法・厚生労働省告示の主旨による。
5. ギャンブル
 - 過度に射幸心を煽る内容・表現の物は認めない。
6. グループ競合
 - 大型企画・表示内容等は事前に要相談。
7. 銀行・信販カード
 - キャッシング機能表示は事前に要相談。
8. 消費者金融
 - 誇大な表現又は安易な借入を助長するものは認めない。
 - 「ご利用は計画的に」等の標語を明示すること。
9. たばこ
 - 財務省告示によるものとし、原則として認めない。ただし、マナー広告は審査の上承認する。

[掲載規約 (抜粋) - 2]

10. 政治宣伝

- 特定の政党、政派の政治宣伝が目的とみなされるもの、立候補予定者の事前宣伝とみられるものは承認しない。

11. 宗教・宗派

- 宗教施設や行事の案内に限り審査の上承認する。
- 教義・経典の類、布教を目的とするもの及び他の宗教・宗派に対して言及(批判・中傷等)するものは認めない。
- 教団・教祖等が発行する出版物については宣伝の内容を審査の上承認する。

12. 風俗営業

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める性風俗特殊営業施設については掲出を認めない。

13. タイアップ広告・連合広告

- 表示内容等は事前に要相談。
- 関連性・企画性があり、統一されたものであれば審査の上承認する。

14. 意見広告

- 原則として意見発表の場としない。例えば、国内世論が大きく分かれている問題については、賛否両論とも取り扱わない。

15. 出版広告

- 原則として市販されている書籍・雑誌の広告を対象とし、その表現内容について下記項目により審査する。
 - (1)虚偽もしくは不正確な表現で、事実と誤認される恐れのある表現がないかどうか。
 - (2)法規に抵触する恐れのある表現はないかどうか。
 - (3)犯罪を示唆したり暴力を礼賛するなど、社会的に悪と見なされるものを推奨または肯定する表現がないかどうか。
 - (4)出版広告の形式をとりながら選挙の事前運動などの売名行為が主な目的の表現内容ではないかどうか。
 - (5)性に関する表現が、露骨または挑発的ではないかどうか。
 - (6)痴漢などの性犯罪を誘発・助長するような表現はないかどうか。
 - (7)男女の別なく不快の念をもたらず表現はないかどうか。

(8)性犯罪を興味本位に取り上げた表現はないかどうか。

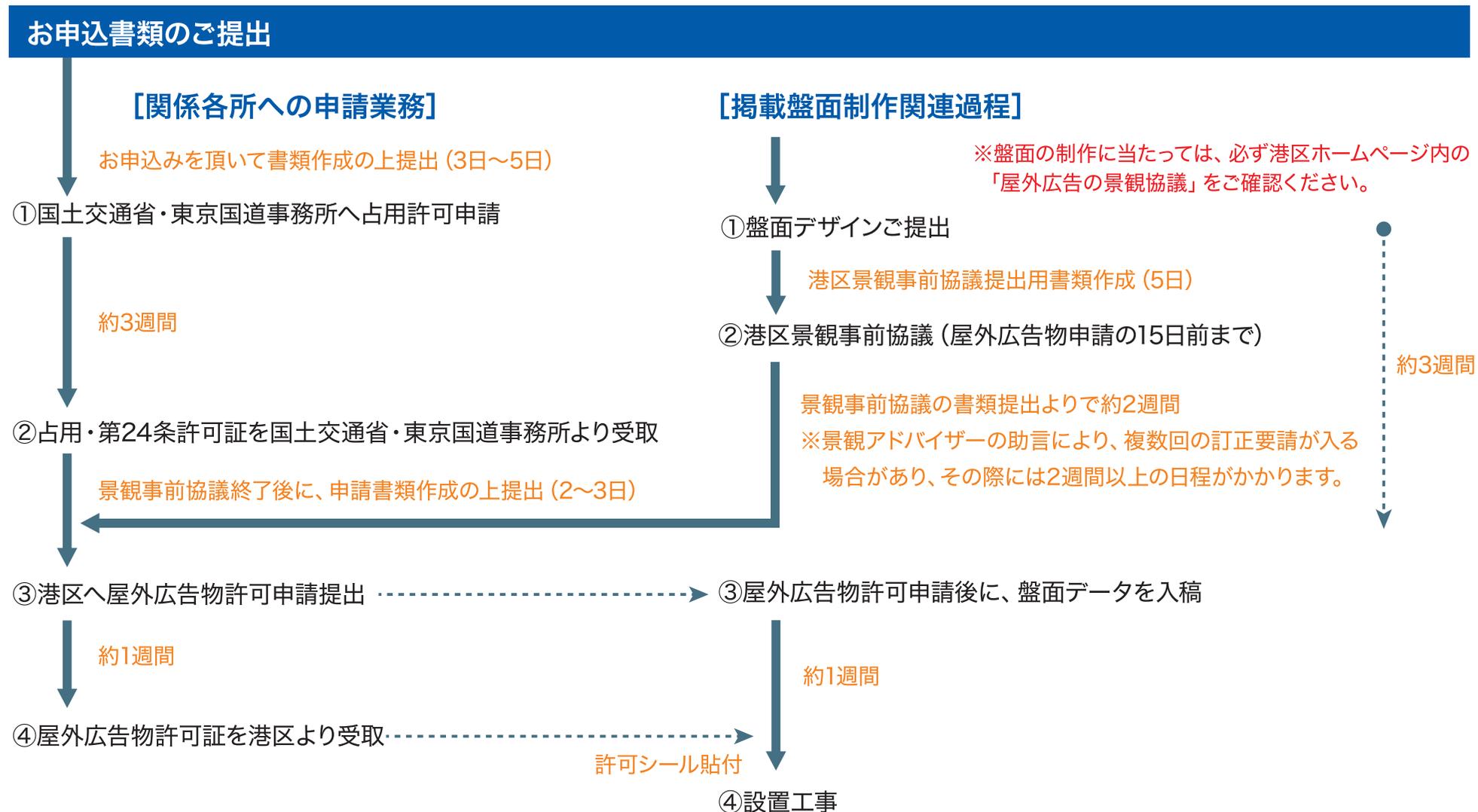
(9)児童や未成年の性行動に関する表現はないかどうか。

16. その他

- すべての条例、法規を順守します。

エスプラナード赤坂商店街振興組合

[広告掲載について概ねのスケジュール]



掲載お申込み(盤面デザインが確定している場合)から設置まで **概ね35日~45日**

※盤面デザインご提出のタイミングでスケジュールが延びる場合があります。

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

告示

●東京都告示第千四百号

東京都屋外広告物条例(昭和二十四年東京都条例第百号。以下「条例」という。)第十五条第五号に規定する専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の区域(以下「歩行者道」という。)を次のとおり指定したので、条例第十八条の規定により告示する。

なお、その関係図面は、東京都都市整備局都市づくり政策部において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月一日

東京都知事 猪瀬直樹

道路名 一般国道 二四六号	起点	区域	延長(単位メートル) 約二二〇	条例第十五条の規定が適用される部分
	終点	約二二〇		
地先 港区元赤坂一丁目	地先 港区元赤坂一丁目		地下部分の歩行者道	

赤坂地下歩道「電飾ボード」広告掲載について、平成25年8月1日(木)に正式認可されました。